

中部運輸局自動車交通部

平成31年1月17日 14時00分 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、大石、宮木 TEL 052-952-8038
中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当
小川、唐澤、河合 TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に対する車両使用停止処分

平成30年11月15日に愛知運輸支局が WILLER EXPRESS 株式会社の名古屋営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、事業用自動車使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：WILLER EXPRESS 株式会社（代表取締役 平山 幸司）
住 所：東京都江東区新木場一丁目18番13号
営 業 所：名古屋営業所（愛知県名古屋市中川区笈瀬町2-25）

2. 行政処分等の内容

平成31年1月17日付け 90日車（30日×3両）
中部運輸局長名による車両使用停止処分

3. 監査実施の端緒

乗務員の運転免許が失効した状態で事業用自動車に乗務させていた旨の情報提供があったことから、愛知運輸支局が監査を実施した。

4. 違反内容及び違反条項

- （1）業務の適確な実行及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導監督が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3）
- （2）運転免許が失効した状態で事業用自動車に乗務させていた。
（道路運送法第25条）

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 9点

当該事業者の累積違反点数 10点

以上